

駅通情報

第5号

時評

○ NHK土曜日、朝の放映に、「心に残るあの言葉」という番組がある。その中で、野球選手掛布雅之は、私は、三割打者として失敗は許されないと思うと、なおボールに恐怖を感じ失敗を繰り返した。これについて、私の心に残っている言葉が二つある。その一つは、将棋の升田幸三は、「七割も失敗してもよいのだから恐れ怯える必要はない」という。また、もう一つ藤山寛美は、同様藤野の質問に対し、「登り坂あり下り坂あり富士の山」と答えた。これを聞いた掛布は、「ハッ」と思い当たり恐怖心がとれ、心が軽くなったという。ものは考えようで、確かに、有名なになると常に追い詰められた心地になるものらしいが、この一言によって開眼することがあるようである。

○ 明治村を知っていても、「日本・大正村」(岐阜県所在)

を知る人は、まだ、少ないであろう。四月下旬、旧東海道新居の岡所を訪ねたついでに同村に立寄った。同村は、北の諸街道と中馬街道とを結ぶ宿場町でもあった。まだ、大正時代を想ふには物足りなさを感ずるが、目下、街並みの充実を図っているので追々、明治村と並ぶたまたまが整うであろう。

目次

時評	頁
一 晩秋の野中山道を歩く(2)	1
二 本曾路の往時の風情を想ふ	1
三 特殊な形態の駅通を探る	3
四 事務局使り	4

晩秋の野中山道を歩く(2)

一 本曾路の往時の風情を想ふ

2 変遷した馬籠宿間の徒歩探訪

馬籠宿から馬籠宿を屈指して歩行を開始する前に、變遷場内に江戸時代から残されている史跡を訪ねた。ここには本陣・脇本陣・高札場のほか郵便史料館等がある。本曾路の他の宿場同様、町並みもよく復元保存されている。

る。私には、町並みも興味があるが、それよりも増して期待していた古文書類は余り保存されていない。

宿場内を通過して馬籠宿を目指して山

○賢川 道にかかる。晩秋の晴天下、民家の庭先

○奈良井 には菊が咲き乱れ、収穫したばかりの小

○藪原 豆・ササゲ等が干してある。一軒の軒先

○宮越 に柿の葉のようなものが藪の上に多数干

○福島 してあるもので、近くにいたおばあさんに

○上松 聞くと、「トチニュージャ」という。私は、

○須原 これが今、健康によいという「杜仲茶」

○野尻 であることが、すぐ理解できた。

○三留野 前述のように、妻籠と馬籠の両宿は、

○妻籠 野尻・三留野宿の四か宿とで動線を共通

○馬籠 しているとしているが、この区間は確か

に山路の両側には民家がほとんど見られ

ず、村を構成するほどの集落は見当たらない。「宿駅

(児玉幸多著)」によると、宝暦時(一七五一一六〇)

の宿駅構成戸数は、野尻一〇八・三留野七七・妻籠八三

・馬籠六九とあって、この四宿を合わせても三三七戸で、

前出の奈良井一宿の戸数よりも少なく、旅人の要求人馬

数を充たすだけの供出は過酷な負担であったと認められ

る。さて山路は益々険しくなり、約五〇センチ幅の路面は、たまたに石畳の箇所もあるものの大部分はバラス混

じりのジャリ道で、足元が覚束ない。宿間は、八・七キロ、「夜明け前」の書き出しにあるとおり、「木曾路は

すべて山の中」である。両側は、松・杉を主体に楓・櫻

等の雑木が連なり、これが常緑樹と映えてよいコントラ

ストをなしている。時折谷間からせせらぎの音が聞えて

くる。山道は、峠に近づくと益々険しくなる。途中

中敷田中山道と、現国道とが交差するが、私達は、旧

道のみを選んで歩むことにした。峠が近づいたころ、せせ

らぎの音に凝って子供の騒ぐ声の木の間から漏れてきた。

山路を歩く物好きは私達ぐらいのものと思っていたのに

と不審に思っていたところ、暫くして、中学生の集団と

行き合った。その集団は、跡切れ跡切れにはあるが、

延々と馬籠峠まで続き、最後の集団は全員草鞋(わらじ)ばきで男

子は、カツラを被り、ある者は紋付羽織袴の武士姿、あ

る者は尻ハシヨリの町人姿、女子は、和服に手甲脚絆等、

要するに、往時の旅姿である。聞くと、愛知県春日井市

の中学生で、遠足を前にして先生から、昔の中山道を往

来する旅人について説明があったので、これをヒントに

当時の街道風景を再現して参加したものだという。

これらの集団は、馬籠宿からまだ二キロ程より来てい

ないはずであるのに、多くの者は、草鞋の鼻緒によって

マメが出てこれがつぶれ、痛そうにしている者が大勢見られた。私達は、峠の頂上に茶屋があると聞いて来て、

そこで昼食にしようと思しみにしていたところ、茶屋は閉じていて果せず落胆した。そこから十五分程馬籠側に下りたところに、江戸時代から茶屋をしている「樹梨」という名の食堂につき、そこで昼食をとった。しかし、茶屋はすっかり改竄されて近代的になっていて昔の風情はなかった。

馬籠宿に入って最初に行き当たるのが「藤村記念館」である。さすが、規模が大きく文庫は拡大なものである。藤村の書いた原稿のほか各種の史料が保存されている。私も著述者の端くれとして原稿に興味があり執筆上の参考になった。

三、結び

さて、終りに蛇足とは思われるが、宿駅制度について若干触れておきたいことがある。

宿駅とは、公用旅行者の通行便利のために設けられたもので、一般私人には全く関係がない。あくまでも、公用旅行者や公用物件の運送が目的であって道中奉行の支配下にある。制度の本質は、律令制度に始まり江戸幕府下においても同様である。従って、よくいわれている大名の参勤交代とか、本陣・飛脚などものに出来たものである。また、助郷制度も宿駅運営上の必要から生まれ

たものである。これらのことは、私の「北海道宿駅（駅通）制の研究・上巻」にも記述しておいた。
右を念頭において読んでもらいたい。

特殊な形態の駅通を探る（4）

駅通取扱人が駅通所に居住せず

管理人を置いて運営する場合（一）

駅通所に管理人を置くには、二つの場合がある。一つは、右、標題に記述のとおり、任命された取扱人が駅通所に居住せず駅通所の運営一切を管理人に任せている場合、もう一つは、取扱人は駅通所に居住するが、業務の一切を管理人（又は帳場）に任せている場合がある。

ここで問題になるのは前者のケースである。

明治三十三年六月制定の駅通所規程によると、「取扱人職務の章・第十二条駅通取扱人ハ駅通所ニ居住シ命令ニ於テ示定スル所ノ営重ニ従事スヘシ」とあって、駅通取扱人は駅通所に居住することを原則としている。この規定は、右駅通所規程に限らず、以後、駅通制度廃止まで続くのである。

さて、右、規定違反の事実が、制度存続中を通じて全道に数多く見られたケースである。これの一つ一つ具体

的に取り上げることには紙数の関係で難しいので、よく知られている一例を挙げる。

明治二十二年八月、忠別太・岩見沢間に次に挙げる五か所に駅選所開設方高畑利宜を取扱人として承認された。しかし、本人は空知太(のちの滝川)駅選所に居住し、他の四か所には管理人を置いて運営することにした。すなわち、「忠別太・疋田新助、音江法華・高野正造、奈井江・金沢要蔵、岩見沢・杉野夏次郎」である。しかもこのことは正式に道庁から許可されている。

紙数の関係で詳記はできないが、この規定違反には逃げ道がある。忠別太・音江法華・奈井江の三か所は休泊所として空知太駅選所に付属し、また岩見沢は、同出張所として設置承認されたものではないかと推察される。確かに休泊所は江戸時代から、駅選所の付属施設として、小休所・休所・休憩所と共に認められていた。しかし、岩見沢の出張所については規定上いささか問題があるので、次号において掘り下げて検討することにした。

◎ 事務局たより

一、下巻(完結編)年代別開設及び取扱人一覧表に記載もれ等があるので加除訂正して下さい。

ページ	駅選名	加除訂正事項
六九三	武 好	取扱人中村龜太の記載もれ
六九五	稚 咲 内	取扱人成田米太郎の記載もれ
六九九	向 洞 釜	取扱人初代今井佐吉、二代今井伊勢治の記載もれ
七一	下トマム	開設年月日二三・一二とあるを二四・五に訂正 取扱人十塚トモの記載もれ

二、駅選所の開設時期及び取扱人についての調査依頼
下帯広駅選所の開設年月等の調査 井上寿氏

発行年月日 平成九年五月十五日

領 布 無 料

発 行 者 ○○五札幌市南区川沿四条五丁目

三ノ一

史学研究会 代表 宇川 隆 雄